

千葉県報

号外
令和7年3月21日

主要目次

○ 千葉県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第三条第一項第六号に規定する者を定める規則	二
○ 旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改正する規則	三
○ 公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改正する規則	三
○ 千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	三
○ 千葉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則	七

規則

千葉県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十六号

千葉県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

千葉県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（昭和五十八年千葉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項第一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ）」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十七号

千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県医師修学資金貸付条例施行規則（平成二十一年千葉県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「ふるさと医師支援コース修学資金」の下に、「小児科コース修学資金」を加える。

別記第一号様式及び第六号様式中

修学資金の種類

- 1 長期支援コース修学資金
- 2 ふるさと医師支援コース修学資金
- 3 産婦人科コース修学資金
(該当するものを○で囲んでください。)

を

修学資金の種類

- 1 長期支援コース修学資金
- 2 ふるさと医師支援コース修学資金
- 3 小児科コース修学資金
- 4 産婦人科コース修学資金
(該当するものを○で囲んでください。)

に改

める。

別記第十一号様式中「(3) 産婦人科コース修学資金」を

「(3) 小児科コース修学資金」に改める。

(4) 産婦人科コース修学資金」

別記第十四号様式中

修学資金の種類

- 1 長期支援コース修学資金
- 2 ふるさと医師支援コース修学資金
- 3 産婦人科コース修学資金
(該当するものを○で囲んでください。)

を

修学資金の種類	1 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 小児科コース修学資金 4 産婦人科コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。)
---------	--

「第8条第1項第3号」を「第8条第1項第7号」に改める。
別記第十五号様式中

修学資金の種類	1 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 産婦人科コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。)
---------	--

修学資金の種類	1 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 小児科コース修学資金 4 産婦人科コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。)
---------	--

める。

別記第十六号様式及び第十七号様式中「(3) 産婦人科コース修学資金」を
「(3) 小児科コース修学資金」に改める。
「(4) 産婦人科コース修学資金」

附 則

- 1 (施行期日)
この規則は、令和七年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第三条第一項第六号に規定する者を定める規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十八号

県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第三条第一項第六号に規定する者を定める規則

- 1 県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例(以下「条例」という。)第三条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 条例第三条第一項第一号から第三号までに規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年以上、同項第二号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については七年以上、同項第三号に規定する学校の卒業者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 二 外国の学校において、条例第三条第一項第一号から第四号までに規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 三 水道法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十五号。以下「省令」という。)第十四条第三号の規定により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
 - 四 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - 五 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 2 一日最大給水量が一立方メートル以下である専用水道についての前項の規定の適用については、同項第一号中「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六月以上」と、「九年以上」とあるのは「四年六月以上」と、同項第二号中「年数以上」とあるのは「年数の二分の一以上」と、同項第四号中「一年以上」とあるのは「六月以上」と、同項第五号中「三年以上」とあるのは「一年六月以上」とする。

附 則

(施行期日)

(その四)

3 自動車の低公害車等への代替計画及び自動車に対する排出ガス低減装置装着計画

	現状の 台数 年月日 在	年度		年度		年度		年度		年度		合計 新規使用台数	合計 保有台数
		新規使用台数	減少台数	新規使用台数	減少台数	新規使用台数	減少台数	新規使用台数	減少台数				
天然ガス自動車													
ハイブリッド自動車													
プラグインハイブリッド自動車													
ガソリン・ディーゼル・LPガス自動車(軽自動車及びバイクを除く。ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。)	新☆☆☆☆												
	新☆☆☆☆☆												
	新☆☆☆☆☆☆												
	新☆☆☆☆☆☆☆												
その他(低公害車以外)													
新長期													
新☆													
ボスト新長期													
平成28年規制、平成30年規制													
その他(低公害車以外)													
電気自動車													
メタノール自動車													
燃料電池自動車													
合計													
うち低公害車の合計													
排出ガス低減装置装着計画													
排出ガス低減装置装着計画													

県記録二十一号様式(ホシ1)中

千葉県における
主たる事業所の所在地

千葉県における
主たる事業所の所在地

使用する自動車の台数	台	
業	種	番号
従業員数	人	

「」内様式(ホシ11)中

事業所の 連絡先(電話番号)	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
従業員数	人	人	人	人	人	人	人
運転者数	人	人	人	人	人	人	人
車両総重量	台数 (うちディーゼル車)	台数 (うちディーゼル車)	台数 (うちディーゼル車)	台数 (うちディーゼル車)	台数 (うちディーゼル車)	台数 (うちディーゼル車)	計 (うちディーゼル車)

「」内様式(その三)及び(その四)を次のように改める。

「」内様式(その三)及び(その四)を次のように改める。

(その三)
2 自動車一覧

番号	事業所等の番号	自動車登録番号	初度登録年月	自動車の種別	型式の識別記号	車両総重量(t)	燃料種類	排出ガス低減装置	
								NOx・PM低減	PM低減

(その四)
3 自動車の低公害車等への代替状況及び自動車に対する排出ガス低減装置装着状況

低公害車等への代替状況	計画作成時の台数		年度			
	年	月	現在	減少台数	新規使用台数	合計
排出ガス低減装置装着状況	天然ガス自動車	ハイブリッド自動車				
	ガソリンエンジンを除く。ハイブリッド・LPG自動車及び軽自動車	新☆☆☆☆				
						新☆☆☆☆
	新☆☆☆☆☆☆					
					新☆☆☆☆☆☆	
	その他（低公害車以外）	新長期				
					新☆☆	
	ポスト新長期					
					平成28年規制、平成30年規制、その他（低公害車以外）	
電気自動車						
					メタノール自動車	
燃料電池自動車						
					合計	
うち低公害車の合計						
					排出ガス低減装置装着車の合計	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十条及び第三十二条の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、改正後の千葉県環境保全条例施行規則第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「令和十三年三月三十一日」とあるのは、「令和八年三月三十一日」とする。
- この規則の施行前に、改正前の千葉県環境保全条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

教 育 委 員 会 規 則

千葉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

千葉県教育委員会教育長 富 塚 昌 子

千葉県教育委員会規則第二号

千葉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

千葉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（昭和五十六年千葉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
第二十七条第二項第一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ）」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料

本号

一部

二四円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八